

○伊那市地球温暖化対策地域エコリーダー協議会要綱

平成 24 年 7 月 30 日

告示第 179 号

(設置)

第 1 条 伊那市環境保全条例(平成 18 年伊那市条例第 63 号)第 32 条第 3 項の規定により、伊那市地球温暖化対策実行計画を推進するため、伊那市環境審議会の専門部会として、伊那市地球温暖化対策地域エコリーダー協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 温室効果ガスの排出の抑制等を効果的に推進する対策の企画及び実践に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に必要な情報の提供及び交換並びに環境学習の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織し、委員は、市民、事業者及び地球温暖化防止活動推進員のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(補則)

第 7 条 この告示に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。